

地域福祉推進助成事業のご案内

本会では、すさみ町内での地域福祉活動を更に推進するため、地区・団体・サークル等が行う自主的な事業に対し助成する「地域福祉推進助成事業」を実施しています。

詳細については、別添要綱のとおりとなっておりますので対象となる事業がありましたら期日までに「事業実施計画書（別紙）」の提出をお願いいたします。

なお、今年度より地域でのサロン活動や子育て支援活動、高齢者や障がい者への見守り支援活動等を中心に助成をすることといたしましたので、昨年度まで助成していました海岸・河川・堤防・溝等の清掃事業については、対象外とさせていただきます。

21年度は、ふれあいいきいきサロン活動3件、子育て支援活動4件、施設の社会化活動2件、清掃活動3件、地域福祉の研修会活動等4件、絵手紙郵送事業1件等の17団体に対し助成を行いました。

記

提出期限	平成22年6月15日（要綱では5月末までとなっておりますが、 発送時期が遅くなっていますので提出 期限を6月15日としました。）
22年度予算額	60万円（1事業3万円以内）
提出場所	すさみ町周参見4133 すさみ町社会福祉協議会 事務局
問合せ先	電話 55-4104
担 当	上野

地域福祉推進助成事業実施要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、すさみ町内の団体・地区・サークル等が行う地域福祉等に関する事業の推進を図ることを目的とする「地域福祉推進助成事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は、社会福祉法人すさみ町社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(対象となる事業)

第 3 条 本事業の対象となる事業は下記のとおりとする。

- ① 高齢者福祉に関する事業
- ② 障がい者福祉に関する事業
- ③ 母子福祉に関する事業
- ④ 乳幼児・児童等に関する事業
- ⑤ 地域防災に関する事業
- ⑥ ボランティアに関する事業
- ⑦ 地域福祉に関する研修会等の開催
- ⑧ その他本事業に該当する事業

(助成費用)

第 4 条 毎年度予算の範囲内において助成する。但し、1 件の助成金額は 3 万円以内とする。
又各団体等が複数事業を実施した場合に各事業に対し申請することができる。

(事業実施計画書の提出と決定)

第 5 条 別紙計画書を毎年度 5 月末までに提出し、本会理事会の承認を得て、助成金額を決定する。

(事業実施報告書の提出)

第 6 条 本会の助成を受けた事業については、当該年度終了までに別紙の事業実施報告書を本会に提出するものとする。

(助成金の返還)

第 7 条 本事業の助成を受けた団体等が事業の未実施又は事業規模の縮小をしたときは助成金の一部又は全部の返還をさせることができる。

附則 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。